

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許認可等の内容		給水装置工事事業者の指定
根拠法令及び条項		水道法第16条の2第1項
所管部課係名		インフラ整備部水道業務課総務係
審査基準	関係条項	水道法第25条の2 水道法施行規則第18条
	基準 (未設定の場合はその理由)	水道法 第25条の2 第16条の2第1項の指定は、給水装置工事事業者の事業を行う者の申請により行う。 2 第16条の2第1項の指定を受けようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を水道事業者に提出しなければならない。 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名 二 当該水道事業者の給水区域について給水装置工事事業者の事業を行う事業所（以下この節において単に「事業所」という。）の名称及び所在地並びに第25条の4第1項の規定によりそれぞれの事業所において選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名 三 給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数 四 その他国土交通省令で定める事項 水道法施行規則 第18条 法第25条の2第2項の申請書は、様式第1によるものとする。 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。 一 法第25条の3第1項第3号イからヘまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類 二 法人にあつては定款及び登記事項証明書、個人にあつてはその住民票の写し 3 前項第1号の書類は、様式第2によるものとする。
	参考事項	
	設定等年月日	平成27年4月1日設定(令和元年10月1日最終変更)
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	未設定 (申請件数や内容によって、審査にかかる時間が異なるため)
	設定等年月日	平成 年 月 日設定(平成 年 月 日最終変更)